

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定したいので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年長崎市告示第 156 号。以下「要綱」という。）第 11 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 / 日

長崎市長 鈴木 史 朗



## 1 業務の概要

### (1) 業務名

長崎市ふるさと納税事務代行業務委託等

### (2) 業務内容

長崎市ふるさと納税事務代行業務委託等仕様書（以下「仕様書」という。）による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 7 月 31 日まで

### (4) 履行場所

受注者の事業所ほか

### (5) 予算額

2, 423, 873, 120 円（消費税相当額を含む。）

## 2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

(1) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項に該当しないと認められる者であること。

(2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録がある者であること。

(3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

(5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

(6) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。

(7) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を

有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

- (8) 本事業の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、構成員となる全ての者が（1）から（7）までの要件を満たすものであること。
- (9) (8) の場合において、同一コンソーシアムの構成員については、資本・人的関係（コンソーシアムの一構成員の代表者（契約締結権限を有する受任者（以下「受任者」という。）を含む。）が、同一コンソーシアムの他の構成員の代表者（受任者を含む。）を兼ねている場合を除く。）がある2者以上の者が含まれることを妨げない。
- (10) 一事業者が複数のコンソーシアムに参加することはできない。また、コンソーシアムに参加する事業者は単独での参加はできない。
- (11) 次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ア 過去5か年（令和元年度から令和5年度）のうち、年間寄附金額が10億円以上の同種業務実績があること。
  - イ 本案件に参加しようとする者と結成するコンソーシアムの構成員のうち、本事業の運営事業者に過去5か年（令和元年度から令和5年度）のうち年間寄附金額が10億円以上の同種業務実績があること。

### 3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、本市ホームページからダウンロードして取得すること。ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に長崎市経済産業部商業振興課まで連絡するものとする。

#### (1) 説明書の交付期間

公告日から令和6年5月16日（木）（長崎市の休日を定める条例（平成5年長崎市条例第35号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）の午前8時45分から午後5時まで

#### (2) 説明書の交付場所

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所 14階

長崎市経済産業部 商業振興課（電話：095-829-1296）

### 4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

#### (1) 参加表明書の提出期限

令和6年4月15日（月）午後5時必着（提出期限内に3（2）の場所に到達していること。）

#### (2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

本案件に参加しようとする者は、アからエまでの書類を作成し、3（2）の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（平成22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。なお、電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

ア プロポーザル参加表明書（第1号様式）

イ 担当者連絡先（様式ア）

ウ 2提案資格（11）の業務の受注実績がわかるもの（契約書、完了報告書、仕様書など）

エ コンソーシアムの結成に係る協定書の写し及び代表構成員への委任状 ※コンソーシアムを結成する場合のみ

## 5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日 令和6年4月17日（水）

## 6 説明書等に対する質問に関する事項

### (1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書（様式ケ）を用いるものとし、電子メールにより下記（3）質問書送信先に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

### (2) 説明書等に対する質問の提出期限

令和6年4月17日（水）午後5時必着（提出期限内に（3）質問書送信先に到達していること。）

### (3) 質問書送信先

長崎市経済産業部 商業振興課 長崎市役所 14階

電子メールアドレス furusato@city.nagasaki.lg.jp

### (4) 質問に対する回答

令和6年4月19日（金）までに質問を取りまとめ、電子メールで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

## 7 提案書の提出期限、場所及び方法

### (1) 提案書の提出期限

令和6年5月17日（金）午後5時必着（提出期限内に下記（3）提出先の場所に到達していること。）

### (2) 提案書の提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し下記（3）提出先の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達）ができる方法に限る。）により提出すること。

また、データについては電子メールにより下記（3）提出先に送信すること。

### (3) 提出先

長崎市経済産業部 商業振興課 長崎市役所 14階

電子メールアドレス furusato@city.nagasaki.lg.jp

8 ヒアリングの実施

(1) ヒアリングの有無 有

(2) ヒアリング予定日：令和6年5月24日（金）

日時や留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表（様式サ）にて通知する。

9 受託者の決定

(1) 提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

ア 評価基準

評価項目	提案書類	評価の視点・判断基準	配点
組織評価	体制 組織調書（様式ウ） 配置予定者調書（様式エ）	業務に応じた担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できるか等を総合的に評価する。	5
		緊急時を含めて迅速かつ適切に対応できる体制が整っているか評価する。	
		ふるさと納税事務の経験が5年以上の長崎市専従職員が1名以上配置されているか評価する。	
担当者評価	主任担当者及び担当者 配置予定調書（様式エ）	主任担当者（長崎市専従職員）及び担当者の同種業務実績がどの程度あるか、寄附金額だけでなく、実績の内容・成果が本業務にふさわしいか等を総合的に評価する。	5
実施方針等	制度理解 業務等の実施方針（様式カ） 業務等の実施手法（様式キ） または、任意様式	ふるさと納税の制度や市場の動向を熟知しているか評価する。	5
	実施手順 業務の実施手法（様式キ）	契約締結から寄附受付開始まで及び寄附受付開始以降の返礼品登録の実施フローが明確か評価する。また、業務量の把握が的確で遅延なく遂行できるかについて評価する。	5
	寄附管理 業務の実施手法（様式キ）	各ポータルサイトからの寄附及び長崎市へ直接申込みがあった寄附の情報を一括で管理し、受付から返礼品の配送完了までのシステム上の流れが明確であるかについて評価する。	5
	配送管理 業務の実施手法（様式キ）	返礼品等の発注は柔軟に対応できるか評価する。また、在庫管理、配送状況を適切に管理することが可能か評価する。 年末等に受注数が増した場合、遅延のない配送対応ができるか評価する。	5
	書類発送及びワンストップ特例申請受付業務 業務の実施手法（様式キ）	寄附金受領証明書等の発行及び発送について事務フロー及びスケジュールは適切か評価する。 ワンストップ特例申請の受付事務についてフロー及びスケジュールは適切か評価する。	5
	問い合わせ対応・コールセンター業務 業務の実施手法（様式キ）	寄附者からの問合せや苦情等に迅速・適切な対応ができるか評価する。 必要に応じたコールセンターと本市との連携ができるか評価する。	5
	提案内容評価	返礼品提供事業者との連携 任意様式	返礼品事業者との良好な関係構築をできる提案となっているか評価する。 返礼品提供事業者からの相談に応じる支援体制が整えられているか評価する。また、返礼品提供事業者に既存の返礼品の改善や新たな返礼品の企画・開発ができる体制か評価する。 返礼品提供事業者のスキルアップに貢献するかなど、提案は具体的か評価する。また、定期的な勉強会開催など、事業者へのノウハウ提供及び育成につながる具体的な提案がされているかどうか評価する。
商品開発 任意様式		観光や体験型等商品により、来訪者による寄附を増やすことにつなげているか評価する。 現地決済型ふるさと納税の利用を促進することができているか評価する。	10
寄附額向上 任意様式		本市のふるさと納税の効果的なプロモーション、返礼品の開発及び返礼品の情報発信（返礼品の紹介ページのイメージを含む。）について評価する。また、施策実施後のデータ分析及び改善サイクルは明確か評価する。	15
		パンフレット作成またはこれに代わるPR施策が効果的なものか評価する。	5
		寄附者が、長崎市のファンやリピーターに発展するような具体的な施策が提案されているか評価する。また、これまでの実績等を踏まえ実現性があると考えられるか評価する。	5
参考見積	業務コストの妥当性	寄附目標額を達成するための具体的な取組みが提案されているか評価する。また、寄附目標額を達成意欲は十分かを評価する。	20
		業務コストの妥当性について評価する。	5
合計			110

イ 特定審査委員会の委員は、次のとおりとする。

区分	所属	職名	氏名
委員長	経済産業部	部長	大賀 史郎
委員	広報広聴課	主幹	宮本 昌明
	観光交流推進室	室長	末安 奈津
	水産農林政策課	次長	竹内 裕二
	商業振興課	課長	吉田 涼子

(2) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和6年5月30日（木）（予定）に通知する。

(3) 決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴収している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴取する。

10 契約書の作成の要否 要

11 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
  - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
  - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合には、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

12 担当課

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所 14階

長崎市経済産業部 商業振興課

電 話 095-829-1296

電子メールアドレス [furusato@city.nagasaki.lg.jp](mailto:furusato@city.nagasaki.lg.jp)